

東成瀬村自転車活用推進計画

令和6年2月

東成瀬村

目次

目次

1. 計画策定の背景と推進期間	1
2. 東成瀬村自転車活用推進計画において実施する施策	2
2-1 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	2
施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	
① 自転車ネットワーク計画の策定	
② 自転車通行空間の改善	
2-2 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	3
施策 2. 自転車を活用した健康づくりの推進	
① 健康増進と連携した観光事業の促進	
2-3 目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	4
施策 3. 自転車の安全利用の促進	
① 交通安全意識向上を図る広報啓発	
② ヘルメット着用の広報啓発	
3. 自転車ネットワーク計画及び整備方針	5
3-1 計画策定の目的	
3-2 ネットワークの設定方法	
3-3 東成瀬村自転車ネットワーク図	
3-4 自転車通行空間の改善	

1. 計画策定の背景と推進期間

1—1 計画策定の背景

わが国の自転車施策に関しては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」(平成28年度法律第113号)が2017年5月に施行されています。

その後、同法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」(以下「国の推進計画」という。)が2018年6月に閣議決定され、また、同法第10条及び11条において、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(県版の自転車活用推進計画)を定めるよう努めなければならない旨が記されています。

また、2020年2月には秋田県自転車活用推進計画が策定され、県全域を対象とした広域的なネットワーク計画が形成されており、こうした流れを受けて、東成瀬村では、具体的な目標や施策、及び取組等に関し、市町村版の自転車活用推進計画を策定することにより、自転車の活用を総合的・計画的に推進していくこととしました。

1—2 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和6年度から令和11年度までの5年間とします。

2. 東成瀬村自転車活用推進計画において実施する施策

2—1 目標1

自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策1 自転車通行空間の改善

① 自転車ネットワーク計画の策定

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車ネットワークを構築する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

② 自転車通行空間の改善

様々な利用者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

2. 東成瀬村自転車活用推進計画において実施する施策

2-2 目標2

サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策2

自転車を活用した健康づくりの推進

① 健康増進と連携した観光事業の促進

サイクルツーリズムを推進する企業・団体等とともに、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと成瀬ダムと栗駒国定公園を観光にしたサイクルイベント事業の活動を検討する。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

【参考】

令和5年8月22日(火)に村内にて開催された「栗駒ヒルクライム」の様子
(主催：KOMEライドツアー)



引用：KOMEライドツアーホームページ

2. 東成瀬村自転車活用推進計画において実施する施策

2—3 目標3

自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策3

自転車の安全利用の促進

- ① 交通安全意識向上を図る広報啓発
- ・自転車の安全利用について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等、広報啓発に努める。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

- ② ヘルメット着用の広報啓発
- ・様々なイベントを活用して、通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。



出典：地方版自転車活用推進計画の手引き(案)

3. 自転車ネットワーク計画及び整備方針

3—1 計画策定の目的

安全で快適に自転車を活用できるよう、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車走行環境を効率的・効果的に整備していくため、自転車が走行しやすい路線で形成された自転車ネットワークを構築します。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年改訂)では、各市町村はこれに基づいた「自転車ネットワーク計画」の策定を求められており、現在は市町村自転車活用推進計画の中に位置付けることが望ましいとされています。

秋田県版の自転車ネットワーク計画が、県全体を対象とした広域的な路線で形成されている内容に対し、市町村自転車ネットワーク計画では、主に日常利用や市町村内での観光利用等に資する路線を位置付けます。

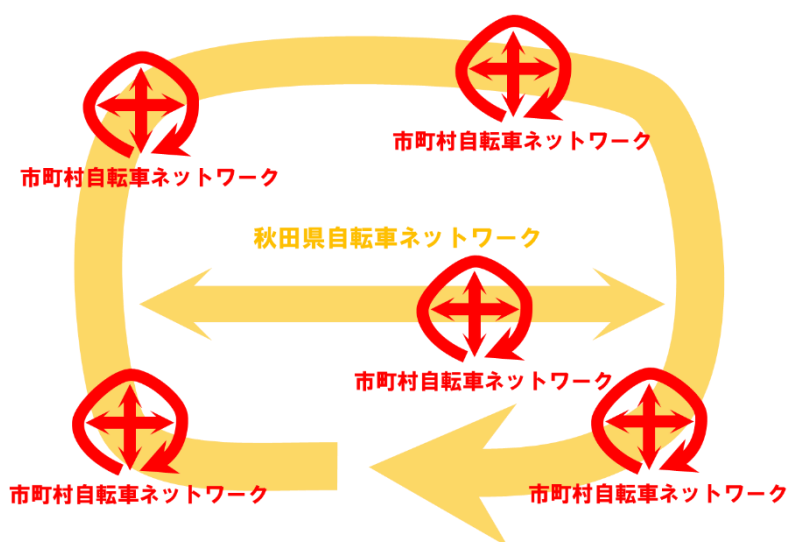


図 ネットワークのイメージ図

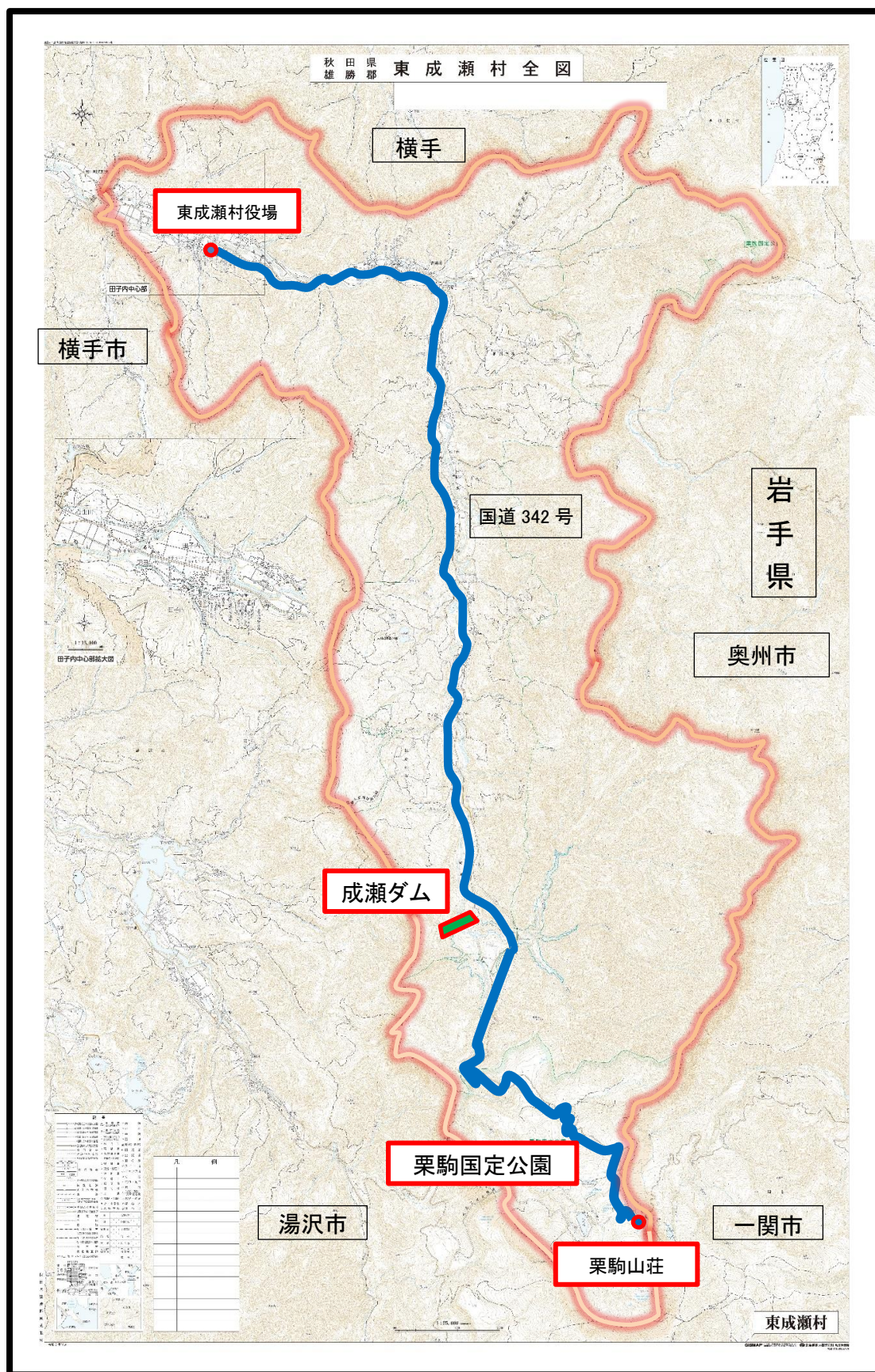
3—2 ネットワークの設定方法

自転車ネットワーク計画全体の検討エリア、構成する自転車ネットワーク路線候補を設定します。検討にあたっては、地域の状況、構成する自転車ネットワーク路線候補の状況等を勘案しながら、計画を策定します。

また、地域の上位計画(東成瀬村総合計画)や関連計画(道路整備計画)等との整合を図りながら、計画を策定します。

3. 自転車ネットワーク計画及び整備方針

3—3 東成瀬村自転車ネットワーク図



図：秋田県自転車ネットワーク図

3. 自転車ネットワーク計画及び整備方針

3—4 自転車通行空間の改善

様々な利用者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討します。

なお、検討にあたっては、地域の交通状況を考慮しながら、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に基づき進めていきます。